

令和8年度 胎内市公共施設照明設備LED化業務委託（その2） 公募型プロポーザル方式による事業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

令和8年度 胎内市公共施設照明設備LED化業務委託（その2）

(2) 業務の目的

本市が所有する公共施設（以下「公共施設」という。）のコスト削減及び胎内市地球温暖化防止計画に掲げる温室効果ガス削減目標を達成するために、公共施設照明設備のLED化を図る。

(3) 業務の対象施設

本市が指定する公共施設7施設（別紙「令和8年度 胎内市公共施設照明設備LED化業務委託（その2）施設一覧表」のとおり）

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月19日まで

2 契約限度額

101,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 各施設内訳は、別紙「令和8年度 胎内市公共施設照明設備LED化業務委託（その2）施設一覧表」によるものとする。

(2) 契約限度額は、契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議して決定するものである。

3 選定方法及び契約方法

公募型プロポーザル方式 / 随意契約

4 業務の内容

- (1) LED照明導入に係る現地調査業務
- (2) LED照明導入に係る施工計画作成業務
- (3) LED照明器具・ランプの調達及び設置業務
- (4) 既存照明器具等の撤去、運搬及び廃棄業務
- (5) LED照明導入による消費電力量及びCO₂排出削減効果の算定業務
- (6) 施工管理及び進捗管理業務
- (7) その他上記に関連する事項

5 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を選定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力及び企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するとともに、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況を総合的に評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、参加がない場合又は参加した事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

6 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務を十分に遂行する能力を有すると認めら

れる複数企業による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

- (2) 共同企業体の代表事業者1者は胎内市に主たる営業所を有し、格付け認定Aから選定し、本市の対応窓口となり、本業務遂行の責任を負い、当該共同企業体における出資割合が最大であることを要する。また、参加表明書提出時には、全ての構成員を明らかにすること。
- (3) 参加者（構成員を含む。）は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- ア 参加申込書提出期限日において、胎内市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年告示第10号）第6条第1項の入札参加資格者名簿（令和7・8年度）に登録されているもので工事の種類「電気工事」に登録されている者。
- イ 胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年訓令第38号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- エ 国税及び地方税について滞納がないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条(1)及び(2)の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- キ 本市に主たる営業所又は従たる営業所（公告日現在において、主たる営業所から投資との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有すること。また、本市と円滑な連絡調整ができるとともに、本市の指示に柔軟に対応できる体制を有すること。
- ※ 契約締結後であっても、上記ア～キの条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

7 事業スケジュール

内容	期間等
公告	令和 8年 3月 26日（木）
質問受付期限	令和 8年 4月 3日（金）17時まで
質問回答予定	令和 8年 4月 9日（木）
図面貸与期間（事前申込必要）	令和 8年 3月 26日（木）から 令和 8年 4月 28日（火）17時まで
参加申込書提出期限	令和 8年 4月 13日（月）17時まで（必着）
企画提案書等提出期限	令和 8年 4月 28日（火）17時まで（必着）
プレゼンテーション（審査）	令和 8年 5月 8日（金）
審査結果通知	令和 8年 5月 13日（水）

8 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり市民生活課生活環境係に提出するものとする。

(1) 受付期限

令和8年4月3日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）により市民生活課生活環境係（kankyou@city.tainai.lg.jp）へメールで提出すること。なお、メール送信後、市民生活課生活環境係（0254-43-6111 内線 1162）に送信確認の電話をすること。

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年4月9日（木）までに胎内市ホームページに掲載する。

9 図面データの貸与

本プロポーザルに参加しようとする者で、対象施設の図面データの貸与を希望する場合は、次のとおり市民生活課生活環境係へ事前に申し込むこと。また、対象施設への現地確認が必要な場合はその時に申し出ること。（事前申込以外での現地確認は受け付けない。）

※ 本業務対象施設のうち、一部施設については竣工図その他の既存図面資料が保存されておらず、発注者から提供できる図面がない場合もある。

(1) 貸与期間

令和8年3月26日（木）から令和8年4月28日（火）17時まで

(2) 申込方法

以下の事項を記入（任意様式）し、市民生活課生活環境係（kankyou@city.tainai.lg.jp）へメールで申し込むこと。メール送信後、市民生活課生活環境係（0254-43-6111 内線 1162）に送信確認の電話をすること。

ア 業務名

イ 住所、商号又は名称及び代表者職氏名

ウ 担当者の部署、氏名及び連絡先（電話番号、E-mailアドレス）

エ 来庁希望日時及び来庁予定者名

オ 現地調査の有無

(3) 貸与方法

借用書（任意様式）に必要事項を記入のうえ、指定した日時に市民生活課生活環境係窓口で図面を借り受けること。なお、令和8年4月28日（火）17時までに市民生活課窓口へ返却すること。

(4) その他

貸与する図面データは、本業務のみに使用するものとする。

10 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類1部を期限までに市民生活課生活環境係へ提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年4月13日（月）17時まで

(2) 提出方法

事前に電話連絡した後、直接持参すること。

(3) 提出書類

提出書類	様式等	注意事項
1 参加申込書	様式 2-1	代表者印を押印したもの
2 協定書	様式 2-2	共同企業体代表事業者及び構成員それぞれの代表者印を押印したもの
3 誓約書	様式 2-3	共同企業体代表事業者及び構成員それぞれの代表者印を押印したもの
4 共同企業体結成届	様式 3	共同企業体代表事業者及び構成員それぞれの代表者印を押印したもの
5 事業者概要	任意様式	事業者概要及び照明器具の交換作業が可能であることの証明書類（受注実績、電気工事ができる資格免許書の写し等）を提出すること ※代表事業者及び構成員それぞれの事業者概要及び証明書類を提出すること
6 納税証明書	—	直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人市民税の納税証明書 ※提出日の3か月以内に発行されたもの（写し可） ※代表事業者及び構成員それぞれの納税証明書を提出すること

11 企画提案書等の提出

参加申込書提出後、提案書（様式5）を含む関係書類9部（正本1部、副本8部）を次のとおり市民生活課生活環境係へ提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）17時まで

(2) 提出書類

提出書類	様式等	注意事項
1 提案書	様式 4 及び任意様式	表紙を作成し、提案内容は、「12 提案書等の作成方法」を参照して作成すること
2 見積書及び 施設別内訳書	様式 5 及び任意様式	提案金額見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記入すること また、対象施設別内訳書（任意様式）を添付すること

12 提案書等の作成方法

(1) 作成方法

ア 提案書（様式4）に加え、任意様式により下記に示す記載すべき事項を簡潔にまとめ、A4版両面（文字サイズは11pt以上）5枚10ページ以内で作成し、余白にページ番号を一連で付すこと。

イ 文章を補完するために使用するイラスト、イメージ図、または図面等の使用は可とする。

(2) 提案書等に記載すべき事項

ア 仕様書の内容を踏まえ、「14 審査項目及び配点」の項目毎に具体的に提案すること。

イ 見積書（様式5）には、委託期間中の本業務に係る費用の見込額に当該金額の消費税及び

地方消費税に係る税率に相当する額を加算した額を記入すること。限度額は「2 契約限度額」に示すとおりとする。

ウ 施設別内訳書（任意様式）は、対象施設別に消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記入すること。

(3) 書類の取扱い

ア 書類提出後の修正、変更及び差し替えは原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、本市が承諾したときは、この限りではない。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は談合その他不正行為があった場合は失格とする。

ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、胎内市情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）に基づき、その内容の全部又は一部の提出書類を公開する場合がある。

13 プレゼンテーション（審査）方法

提出された企画提案書等をもとに、選定委員会において「14 審査項目及び配点」及び「15 採点基準」に基づき総合的に評価し、最高得点を取得した者を受託候補者、次点を取得した者を受託候補次点者として選定する。

(1) 日時

令和 8 年 5 月 8 日（金） ※時間等の詳細は、別途通知

(2) 場所

胎内市役所 2 階 大会議室

(3) 説明人

3 名以内とし、責任者及び担当者（1 名以上）は必ず出席すること。

(4) 所要時間

1 グループにつき、20 分以内（説明時間 15 分、質疑応答 5 分）とする。

(5) 説明

企画提案書等に基づき説明を行うこと。必要に応じてプロジェクター等の機器を利用し、選定委員が理解できるように工夫すること。

(6) 機器類の準備等

映像投影機器（プロジェクター、スクリーン等）、電源、接続ケーブル（HDMI）等は本市で用意するが、パソコン等の機器及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は、必要に応じて各自準備すること。

(7) 評価・採点の留意事項

ア プレゼンテーションは、参加申込書の提出順とする。

イ プレゼンテーションは、参加者が 1 者の場合であっても審査を行う。

ウ 提出書類が期限までに提出されなかった場合、又は提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。

エ 評価点の 6 割を最低基準点とし、合計点がこれに達しない場合は、選定の対象としない。

オ 最高得点が同点となった場合は、見積価格が低い者を受託候補者として選定し、見積価格も同額の場合は選定委員会で協議し多数決により決定する。

カ 選定委員会における審査の内容は公表せず、異議申立てには応じない。また、不正行為又は虚偽の記載があった場合は失格とし、選考対象から除外する。

14 審査項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
1 実施体制	・業務を円滑に実施できる十分な経験と能力を有する体制及び人員配置であるか ・実施体制における役割分担が明確に示されているか	15点
	・市内の事業者を十分活用した実施体制となっているか	10点
2 現地調査・設計	・施設運営に関する支障や対策について具体的に示されているか ・現地調査・設計における安全管理・業務管理について具体的に示されているか ・工程を明確にした現地調査・設計に対する具体的な実施スケジュールが示されているか	15点
3 現場施工	・施設運営に関する支障や対策について具体的に把握しているか ・現場施工における安全管理・業務管理について具体的に示されているか ・工程を明確にした器具納期・現場施工の各工程に対する具体的な実施スケジュールが示されているか	20点
4 使用機器	・使用するLED照明機器等は、累積製造・販売実績を有し、品質・信頼性・安全性が確保された公共施設用照明の導入実績がある国内メーカーの製品を採用しているか	5点
5 事業効果・創意工夫	・電力消費量及びCO ₂ 排出量の削減効果を把握したうえで、削減効果に対する創意工夫された提案となっているか ・経済性が高く、SDGsに寄与した提案となっているか	15点
7 提案金額	・提案内容に対する見積金額は適正か	20点
		100点

15 採点基準

審査は、下表「採点基準表」に示す評価内容により評価し、採点基準に従い得点を算定する。なお、小数点以下の数値は小数点以下第2位を四捨五入し得点を算定する。

評価	基準	採点基準
5	特に優れている	配点×1.0
4	優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2
0	満たしていない	配点×0.0

提案金額の評価は、金額が低いほど高い評価を与える逆比例評価を採用する。最も低い提案金額を基準金額として設定し、その金額に対して提出された他の提案金額の評価は、以下の計算式で決定する。

$$\text{評価点} = \left(\frac{\text{基準金額}}{\text{提案金額}} \right) \times 20$$

16 審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加事業者又はグループ代表事業者の全員に令和8年5月中旬にメールで通知する。また、受託候補者名は胎内市ホームページで公表する。なお、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

17 契約

- (1) 実際の契約にあたっては、受託候補者の企画内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細については、予定価格の範囲内で本市と受託候補者との間で提案内容に基づき、契約内容を協議し決定する。その後、契約に必要な見積書等の書類を提出し、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結するものとする。なお、受託候補者と協議が整わなかった場合は、次点者と協議し契約を締結する。次点者と協議が整わなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行わない。
- (2) 受託候補者となった者が正当な理由なくして協議又は契約を辞退する場合は、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に基づいて指名停止を行う場合がある。また、この辞退により本市に損害が発生した場合にはその賠償を求めることがある。
- (3) 契約手続き及び契約書は、胎内市財務規則及び胎内市委託契約条項の定めるところによるものとする。
- (4) 実際の契約に係る仕様書の内容は、本プロポーザルに係る仕様書をもとに提案された内容を加えたものとし、協議により本市が承諾した場合は、内容を一部変更することができるものとする。

18 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。納付方法については、胎内市財務規則第111条による。

19 支払条件

前金払については契約額10分の4まで、中間前金払については契約額の10分の2まで請求することができる。

20 参加事業者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「6 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書（様式5）に記載の見積額が「2 契約限度額」を超えている場合
- (5) プレゼンテーション（審査）に参加しなかった場合

21 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、本業務の対象経費には含まれないものとし、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。なお、審査の際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製することがある。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、受託者は本業務の成果品に対して著作権人格権を行使しないものとする。

- (4) 企画提案書等に記載する内容については、予算の範囲内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、プロポーザルの審査後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更あった場合には、審査結果が取消されることがある。
- (5) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

22 添付資料

令和8年度 胎内市公共施設照明設備LED化業務委託（その2）仕様書

23 所定様式

- (様式1) 質問書
- (様式2-1) 参加申込書
- (様式2-2) 協定書
- (様式2-3) 誓約書
- (様式3) 共同企業体結成届
- (様式4) 提案書
- (様式5) 見積書
- (様式6) 辞退届

24 担当課・問い合わせ先

胎内市 市民生活課 生活環境係
〒959-2693 胎内市新和町2番10号
電話：0254-43-6111 FAX：0254-43-6132
メールアドレス：kankyou@city.tainai.lg.jp